

令和6年第4回

荒川区教育委員会定例会

令和6年2月26日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第4回定例会

- | | | | |
|---|------|--|--|
| 1 | 日 時 | 令和6年2月26日 | 午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 | 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
坂 田 一 郎
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記 |
| 4 | 出席職員 | 教 育 部 長
教 育 総 務 課 長
教 育 施 設 課 長
教育施設計画担当課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
ふるさと文化館学芸員
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
田 中 欣 也
佐 藤 彰 洋
下 条 知 淑
杉 山 茂
青 谷 宗 彦
野 尻 かおる
齋 藤 一 幸
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 4 号 令和 5 年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

(2) 報告事項

ア 令和 5 年度荒川区教育委員会褒賞について

イ 令和 5 年度荒川区教職員表彰について

ウ 長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査結果について

エ 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

(3) その他

○教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回定例会を開会いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日は繁田委員、オンラインで御出席ということで、5名全員出席となっております。

議事録の署名委員につきましては、坂田委員、長島委員、御両名にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進行させていただきます。

本日は審議事項1件、報告事項4件となっております。

初めに、議案第4号「令和5年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題にいたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 議案第4号「令和5年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」でございます。

提案理由は、荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございますが、荒川区登録文化財とすべきものは3件、荒川区指定文化財とすべきものは1件、指定認定の継続審議とすべきものが1件でございます。

5ページ以降につきましては、荒川ふるさと文化館の学芸員から説明させていただきます。

○ふるさと文化館学芸員 それでは学芸員、野尻から説明をさせていただきます。御手元の資料、文章で書いてあるものと最後に写真が載っておりますので、そちらを御覧ください。

まず、登録すべき文化財、有形文化財、建造物、木造七面明神立像宮殿。所有者、延命院、荒川区西日暮里三丁目10番1号。所在地は所有者と同じです。

内容。木造七面明神立像（区登録文化財）の宮殿。この立像を収めている小さい建物です。七面堂内陣の須弥壇の上に置かれておりまして、内部には、この七面明神立像の厨子のほかに、開山日長が靈告により得たとされる神竜の鱗、これはガラスのドームのようなものに入っております。鏡、持国天立像、毘沙門天立像が安置されています。

桁行一間、梁間一間の木造建造物で、入母屋造、平入、本瓦型板葺、正面千鳥破風・軒唐破風の形式で、全体は彫刻や金箔・彩色・鋳金具で荘厳されており、意匠性がとても高いです。虹梁の絵様、梁、こちらの脇の方に模様、絵様がついております。この絵様は渦がやや太いが正円に近く、若葉がないことから近世前期のものと考えられ、江戸に勧請された七面明神の中でも最初期のものとされる延命院の七面明神が造立された時期と一致します。この絵様については、時代が新しくなればなるほど華美になっていきます。ですから、シンプルなものが古いと言われております。

保存状況は、外部の屋根、軒、組物に傷みが見られ、特に軒の傷みが激しく、天井板が外

れた箇所があります。妻側の組物も、妻というのは建物の側面の方のことを言います、失われ、欠落した彫刻もあり、修理を行う必要があります。

なお、関連する文化財として、昨年度までに先生方にお示ししてきたものですが、木造七面明神立像、それから延命院文書、板本着色平経正竹生島詣図絵馬（区指定文化財）、延命院の大椎、こちらは東京都の指定天然記念物でございます。

登録理由。当該資料は、江戸時代前期に建立された区内では最も古い時期の現存する建造物として貴重である。また、この建築年代は延命院に七面明神が勧請された時期と一致し、江戸で七面信仰が広がる当初期の建造物としても価値が高い。木造七面明神立像及び七面堂と一体のものとして、それぞれ保存していく必要がある。

登録基準は表記のとおりでございます。

写真を見ていただけますでしょうか。正面から撮りにくいものなのですが、写真にありますようにとても彩色がきれいに残っておりまして、組も複雑な組をしております。非常にぜいたくな建造物だということが分かるかと思います。

右側の方、軒の辺りの破損がひどいとありましたけれども、ここの辺りが少し落ちてしまっている状態ですね。それから、落ちたものは全部集めておりまして、箱の中に収納しております。以後、文化財保護審議会委員の先生方がおっしゃるには、修理をする必要があるだろうということでございます。以上が七面明神立像宮殿の説明になります。

続きまして、登録すべき文化財、有形文化財、歴史資料、出羽三山供養塔（文政十年丁亥歳四月銘）。所有者、素盞雄神社、荒川区南千住六丁目60番1号。所在地、所有者と同じです。

内容。文政10年（1827）4月に小塚原天王社飛鳥社、これは今の素盞雄神社のことをいいます、の氏子町、下谷通新町、この氏子町は下谷通り、現在の国道4号線沿いの町になります、の人々が建立した出羽三山供養塔。瑞雲に乗る日・月を上部に配し、正面に「月山・湯殿山・羽黒山大権現供敬塔」の文字を刻む。この「供敬塔」という事例ですが、この名称については他の事例を確認できておりません。全国でもまだ確認できていないので、非常に珍しいものだと思います。

左側に「日月清明風雨順時」と「羽黒山深川御簾講中」「東叡山羽黒御本坊元講中」の講名、右側には造立年月、それから台座、台石ですね、の正面に「通新町」と大きく文字が書かれておりまして、その台石、左右側面に願主である小泉金兵衛ほか11名の通新町の人たちの名前、それから、職人の名前を刻んであるのは珍しいと思いますが、石工紋次郎と書かれております。

「羽黒山深川御簾講中」については江東区にも確認しましたが、今のところ未詳でござい

ます。「東叡山羽黒御本坊元講中」は羽黒山の別当が寛永１６年に天台宗に改宗いたします。真言宗とか天台宗とか、ちょっと宗派争いの形になっておりましたが、江戸の初期に天台宗に改宗いたしまして、東叡山、つまり寛永寺直轄の修験の山になるわけです。それに関係する講ではないかと推定されます。文政８年に羽黒山修験道場の寿性院という小さなお寺が下谷通新町の中に開設されたことが江戸町方書上という古文書の中に書かれておりまして、それが判明しております。羽黒山の信仰がこの通新町周辺に広まっていたことが、この古文書からも推測されます。

小塚原天王社の開祖、これは黒珍という修験者だと神社でも伝承されているわけですが、この修験者は近世修験道においては本山派修験者と位置付けられること、また、この素盞雄神社の同社の別当の荊石山神翁寺というお寺が昔あったわけですが、こちらが本山派修験の聖護院末、聖護院というのは京都にある有名なお寺ですが、この聖護院さんが本山派修験のいわゆる本山になっておりまして、これ直末の神翁寺が素盞雄神社の別当寺ということになります。これら近世の出羽三山において、黒珍が開山し熊野を勧請したという伝承も受容されていることから、当該資料が黒珍ゆかりの地に建立された可能性も考えられるということも御指摘いただいております。

つまり、この出羽三山供養塔がたまたま素盞雄神社に置かれたわけではなくて、素盞雄神社に伝来されている黒珍開祖の地であるということ、これを意識して建立されたのではないかと推測されます。

登録理由ですが、当該資料は、制作年代、建立者及びその背景が明らかであり、地域の歴史・文化を知る上で、また江戸時代後期の地域の民間信仰を伝える上で、貴重であり、保存の必要がある。

写真にあります、ちょっと墓石のような形ですが、これが出羽三山供養塔になります。この出羽三山に地元の人たちが登拝する、要するに山に登ったというその記念としてこれが建立されておりますので、通新町の辺りに出羽三山信仰が非常に広まっていたということが分かるかと思います。

登録基準は表記のとおりでございます。

続きまして、無形文化財になります。無形文化財、工芸技術、提灯文字。石井達也、昭和４８年生まれ、今年満５０歳になります。荒川区南千住七丁目７番２号にお住まいです。

提灯文字の職人である提灯屋は１７世紀の半ばの頃から「嗟鳴御開帳」、「近世職人尽絵詞」、「宝船桂帆柱」などの資料の中に筆ですとか、分回しというのはコンパスのことをいいますが、これを使って提灯に文字や紋を書くその職人の姿が確認できております。双鉤・籠字、これは縁取りをしてから中を塗る技法をいいますが、この技法が登場するのがこの頃

だと考えられます。江戸時代、携帯用の照明具や祭礼用具などに使用された提灯は、現在でも文字や家紋・神紋を描き入れて婚礼や葬儀などの祭礼、儀礼、又は店舗用の看板としても使用されています。

保持者は、提灯問屋から仕入れた火袋に文字や家紋を書き、枠などの付属品を取りつけて提灯に仕上げるまでを行う職人です。主に高張提灯と弓張提灯を扱っています。祭礼用が中心でして、明治中期、初代の曾祖父・作次郎氏の頃から、素盞雄神社の奉納提灯ですとか、周辺の睦の祭礼提灯を製作してきました。

保持者は南千住生まれで、「南千住の大嶋屋」の四代目、これをこつの大嶋屋といいます、ほかに南千住に汨橋の大嶋屋というのがございます。平成11年頃から会社勤めをしている傍ら、繁忙期は実家に戻って、区登録文化財の保持者である父・一郎氏が書いた文字の輪郭の中を塗る作業などを手伝っておりました。平成21年頃から父の下で本格的に修業を開始しまして、技術を修得し、同26年に父の逝去により、保持者が跡を継いで現在に至っております。

石井家は初代の作次郎氏が浅草の大嶋屋、これが大嶋屋の総本家になりますが、こちらの大嶋屋さんは宝暦年間に三島明神を浅草寿町に勧請したときに、神社付きの提灯屋として開業したものです。この大嶋屋に作次郎氏が習いに行きまして、同30年頃、旧日光道中のコツ通り、現在地に開業しております。100年以上にわたってコツ通りで商売をしているところでございます。以後、祖父、それから父と継承して、今の達也さんに至っております。

登録理由でございますが、技術の登録理由。提灯文字の技術は江戸時代の提灯文字の職人による双鉤・籠字のなぞり書き技法を継承しており、祭礼・葬儀などの儀礼のみならず、商店とも密接に結びつき地域に欠くことのできない技術であり、区にとって貴重である。

基準につきましては、表記のとおりです。

認定基準・認定理由について。認定理由は、保持者は伝統的な提灯文字の技術を修得しており、また系譜も明らかであり、区にとって貴重である。認定基準は表記のとおりでございます。以上が登録文化財になります。

写真は、石井さんが素盞雄神社に奉納する提灯を書いているところです。右側は素盞雄神社に奉納された大きな提灯になります。

続きまして、指定すべき文化財。無形文化財、工芸技術、衣裳着人形、竹中温恵（号 鶴屋半兵衛）、昭和18年生まれ、満80歳。荒川区町屋一丁目21番7号。

衣裳着人形とは、布地の衣裳を着せ付けた人形のことである。17世紀「人倫訓蒙図彙」に人形の胴と衣裳を作って頭を付けて、「装束ひいな」に仕立てる「雛師」が確認できます。分業制になったのは江戸時代と考えられます。

保持者は、人形全体の意匠を構想し、胴となる土台を作り、布を裁断して、縫製して衣裳を着せ付け、生地師、生地師というのは人形の手ですとか足とかの土台を作る職人をいいます、それから頭師、人形の顔をつくる職人、それと髪を結う結髪師に依頼した桐塑製の頭を取り付け、衣裳着人形を仕上げています。

主に伝統的な雛人形、それから五月人形を手がけますが、また、鶴屋半兵衛という名前を持っておりまして、木目込人形風の意匠の衣裳着人形「おさな人形」と呼んでおりますが、これを製作します。写真を見ていただきますと、竹中さんの夫の竹中重男氏と親王雛のような古典的なものもお作りになりますが、右側がおさな人形といいまして、かわいらしい赤ちゃんのようなお顔をしているもので、こちらを鶴屋半兵衛のお名前でお作りになっています。おさな人形は人形販売店から提供されたデザイン画を基に、保持者が原型を作りまして、衣裳着人形の製法で人形化を実現させた新しいジャンルの衣裳着人形であります。

保持者は荒川区町屋生まれ。昭和39年に区指定無形文化財保持者でございます竹中重男氏と結婚し、同45年頃から重男氏の衣裳着人形の製作に本格的に関わるようになり当該技術を修得しました。50年以上にわたり製作に従事しています。平成19年度に登録無形文化財保持者となっています。

竹中家は三代にわたり衣裳着人形製作を家業としております。初代は重男氏の祖母の鶴子氏で、明治中頃に衣裳着人形の技術を修業して修得しております。日暮里それから上中里を経て現在の地において開業しております。鶴子氏の後、二代目は重男氏の父親の幸輔氏、三代目は重男氏が継承しております。

技術の指定理由。衣裳着人形の技術は17世紀の雛師の技術を継承しており、人形頭は桐塑の生地を使用し、日本の伝統的な色目や柄を重視した衣裳を実際の着物と同様に着せて振り付ける技術は芸術性が高く、区にとって大変貴重である。

指定基準につきましては、表記のとおりです。

保持者の認定理由ですが、保持者は50年以上にわたり衣裳着人形の製作に従事し、その系譜が明らかである。人形や衣裳の特徴に精通し、伝統的な技法で人形を製作する技術は確かであり、区にとって大変貴重である。

認定基準も表記どおりでございます。

写真が竹中温恵さんでございます。

続きまして、最後になりますが、指定認定の継続審議とすべき文化財。有形文化財、彫刻、木造七面明神立像。所有者は先ほど説明しました延命院さんです。

こちら指定文化財として諮問させていただいたのですけれども、継続審議の答申をいただきました。七面堂の本尊として宮殿内の厨子に安置されている。秘仏。前立の七面明神立

像が置かれている。秘仏ですので、通常は前立を拝む形になります。江戸で最初に七面山から勧請された七面明神の一つとして知られています。七面明神は日蓮宗の守護神であって、七面天女と同体とされています。本地は吉祥天像ですね。又は弁才天とも言われており、吉祥天の垂迹とされる七面山、これは身延町にありますが、身延山の西方にあって、山頂の敬慎院の中に七面大明神が祀られており、久遠寺の守護神として信仰されました。延命院さんの七面明神はこちらから勧請したと言われております。

像内の納入品としまして、木札、写真にありますが小さいものです。この木札ですとか、法華経が中から出てまいりました。その資料から慶安3年に法寿院日命というお坊さんが願主となって、また、仏師弥兵衛が制作したということが分かっております。法華経も非常に小さい文字で書かれているものですが、この願文により日命が法華経の流布、それから檀徒の繁栄と息災安穩、それから伽藍の成就を祈願して、表記のとりの經典などを奉納したと書かれております。

また、個人的な信仰になりますけれども、この辰という女性の鼻の病氣平癒のために法華経の妙典を奉納したということも中に書かれております。

当該文化財を納めた宮殿には、霊告によって得た神竜の鱗、持国天像、毘沙門天像などなどが収められておりまして、また、これに関連する古文書等を調査の上で確認しました。

継続審議の理由でございますが、当該登録文化財は、制作年、仏師、造立趣旨が確認できる江戸時代の彫刻の規準作品として区内に伝来した仏像彫刻の中でも大変貴重である。初期に勧請されたもので、初期の年号も確実に分かっておりますので、他の七面明神の造立の像の研究においても規準となるものと文化財保護審議会委員の先生方から意見が出ております。

また、地域の歴史・文化を知る上でも重要であり、保存の必要があると考えられ、しかしながら、当該登録文化財及び木造七面明神立像宮殿の調査において、厨子、それから前立をはじめとするいろいろな仏像、古文書等を含めて、相互の関係や文化財としての総合的な価値を検討する必要があることを確認したため、継続審議とする。この仏像本体だけでよいのか、それ以外との関係性をもうちょっと究めてから指定にしたほうがよいのではないかという御意見ということでございます。

写真には七面明神の像と、それから表のみですが木札の写真、それから宮殿を開けるとこのような厨子の中に入っております。厨子も非常に豪華なものでございました。こちらの方の工芸品的な調査もする必要があるという御意見が出ておりました。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員。

○坂田委員 説明を伺っていて継続審議となった案件はかなり少ないと思うのですが、審議のめ

どといひますか、いつ頃までに結論を出すということを考えておられるのでしょうか。

- ふるさと文化館学芸員 もう1年、来年度も調査をさせてほしいと延命院さんの方をお願いしておりますので、できましたら来年度中にほかの資料との関係性を調査して、答申を頂ければと考えております。ただ、まだまだどうも文化財が出てきそうなところもありますので、それ次第ということもあるかと思ひます。

○坂田委員 分かりました。

○教育長 そのほかいかがでしょう。

小林委員。

- 小林委員 野尻さんがいらっしゃるので、ぜひ教えていただきたいと思ひているのですが、木造七面明神立像宮殿のところで、虹梁の絵様がシンプルなものが古いということですが、時代が新しくなるにつれてだんだんと華美になってくるということなのですね。

○ふるさと文化館学芸員 そうですね。草の模様というのが、葉っぱがたくさん出てきたりとか、それから、象のような、動物のようなものも造形の中に出てきたりとか、いろいろな装飾が多くなるのが江戸の後期以降と聞いております。

○小林委員 そうですか。経済的に発展を遂げたとか、そういった関連があるのでしょうか。

○ふるさと文化館学芸員 それはちょっと別の問題かもしれません。初期のものはシンプルな造形が好まれたのかもしれません。

○小林委員 そうですか、分かりました。ありがとうございます。

もう1点、例えば「黒珍が開山し熊野を勧請した」という「勧請する」という部分が何か所か出てくるのですが、これは神様を招くということですか。

○ふるさと文化館学芸員 神様を分けていただくことを勧請と言ひます。ですから、この場合、熊野というのは紀伊の熊野を黒珍が出羽に勧請したと言ひますし、延命院の場合は、身延山から七面明神を勧請したと、神様を分けていただいたと。分けるといっても切ってしまうわけではなくて、同じ神様を頂くという。

○小林委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○教育長 長島委員。

○長島委員 出羽三山供養塔です。出羽三山、信仰は分かるのですが、塔を建てることで人々はその塔に対してどんな、供養塔とはどういう意味ですか。

○ふるさと文化館学芸員 先ほども申し上げましたが、出羽三山供養塔の場合、出羽山に登ったと、講のみんなと登ったというその記念として塔を建てる。ほかの地でも富士山に登った記念として建てるですとか、あとは庚申塔のように庚申のお祀りを3年間やり遂げたので記念として建てる、そういったことを近世の人、もちろん現代でもやる場合がありますけれ

ども、造立する目的と考えられています。

- 長島委員 その記念として建てた感じでしょうか。
- ふるさと文化館学芸員 自分たちが出羽に行きましたという。
- 長島委員 それから、提灯文字なのですけれども、先ほど双鉤・籠字といって縁を書いて塗っていくと。漢字で双鉤といったら二つ何かあって、この双鉤・籠字という意味といいですか、どんなふうに理解すればよろしいでしょうか。
- ふるさと文化館学芸員 私も書道のことをちゃんと理解しているわけではないのですが、双鉤という行為そのものは、書道の中で縁取りをすると、例えばとてもいい作品を模写するときに行うようなのですけれども。正確に言えば、双鉤填墨といって、その後、墨で塗ることをいいます。ただ、縁どりしただけのデザインのものもありまして、それを籠字という場合もあるそうです。
- 長島委員 何かいきなりばあっと書いてしまうのではなくて、縁取りをしてからということですか。
- ふるさと文化館学芸員 そうですね。すべての職人、今の職人がそうですけれども、まずは縁を書いて、それから中を塗ると。小学生に教えるときも同じように鉛筆で縁を書いてから中を塗る作業を授業でもやっております。
- 長島委員 ありがとうございます。
- 教育長 繁田委員、聞こえますでしょうか。
- 繁田委員 はい、聞こえています。
- 教育長 登録文化財の登録と、指定文化財の指定について、ただいま御質疑を頂いております。繁田委員、何か御質疑ありましたらお願いいたします。
- 繁田委員 私からは、この件に関しましては特にございません。
- 教育長 ありがとうございます。

せっかくですから私からも何点かお聞きしたいと思います。

まず、この木造七面明神立像宮殿、大きさはどのくらいなのですか。

- ふるさと文化館学芸員 高さが2メートル30センチです。
- 教育長 2メートル30センチ。大きいんですね。本当のお家みたいな感じですね。
- ふるさと文化館学芸員 そうです。お家のような建造物として今回登録されますので、その中に神様、仏様が入っている厨子というものをに入れて安置するという形を取っています。
- 教育長 分かりました。あと、もう1点。先ほどの説明の中で、出羽三山供養塔の置かれている素盞雄神社は黒珍が開山し、黒珍は修験者、いわゆる山伏であったという説明がありました。では、山伏が開山した素盞雄神社には、今でもその名残みたいなのはあるのですか。

○ふるさと文化館学芸員 素盞雄神社の名残といいますが、黒珍が開祖ということは氏子さんにも神社では伝承しております。神社では比較のお寺との関係性というのを否定しがちですが、素盞雄さんの場合は、黒珍が開祖であること、黒珍が夢告を受けて神様が立ち上がるところを見て神社を祀ったというその伝説につきまして、今でも社伝としてちゃんと伝えられているという形になります。ただ、黒珍の名残というのは神社の資料ではないのですが、個人蔵ですが黒珍の画像が伝わっています。それが登録文化財になっております。

○教育長 なるほど。では、素盞雄神社にほら貝があるとか、山伏の装束が安置されているとかというのはないのですね。

○ふるさと文化館学芸員 そういった修験のそれこそ名残というのはちょっと見当たらないです。

○教育長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林委員 こうやって見せていただくと、荒川区は文化財が多いことに改めて気付きます。文化財を調査して登録をする、また保護するのは、地味な作業ですが、非常に大切な作業だと思っています。文化財は次の時代への遺産ですので、ぜひお仕事頑張ってください。よろしく願いいたします。

○ふるさと文化館学芸員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、質疑はございますでしょうか。

(「なし」との声)

○教育長 ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第4号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

○教育長 討論を終了いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

○教育長 異議ないものと認めます。議案第4号「令和5年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は、原案のとおり決定されました。

ただいまの小林委員の御意見につきましては、文化財保護審議会の委員の先生方にも、生涯学習課を通してお伝えさせていただきます。

続いて、報告事項に入らせていただきます。報告事項ア「令和5年度荒川区教育委員会褒賞について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

○教育総務課長 「令和5年度荒川区教育委員会褒賞について」、御説明申し上げます。

令和5年度荒川区教育委員会褒賞の受賞者及び贈呈式の日程について決定しましたので報

告するものでございます。

褒賞の贈呈式の日時につきましては、令和6年3月15日の金曜日。小学生の部門について16時から、第二部として、中高生・成人の部を18時から予定しているところでございます。

場所につきましてはムーブ町屋のムーブホールを予定しております。

受賞者数でございます。小学生の文化部門につきましては個人が25、スポーツ部門につきましては個人が16、団体が6。中高生・成人の部の文化部門につきましては個人が26、団体が7、中高生・成人のスポーツ部門につきましては個人が15、団体が12でございます。

日程につきましては記載があるとおりでございます。

出席者につきましては、教育委員の先生方には御出席を頂きたいと思っております。後ほどまた調整をさせていただければと思います。

開いていただきまして、16ページ、主なものを御説明差し上げます。字が小さくて見づらくて申し訳ございません。

まず、小学校の文化部門につきましては、図書館を使った調べる学習コンクール、これについて、優秀賞、お二人、汐入東小学校の伊藤さんと尾久小学校の遊佐さんが優秀賞でございます。大体全国のところで8番ぐらい、優秀賞と言われています。

また、18番のところの全国少年新春書道展小学生の部で特選、汐入小学校の伊藤さんが特選になっているところでございます。

また、その下の欄、スポーツ部門につきましては、27番のところがキンボール、荒峡キンボールマニア、峡田小学校のグループですね。これが準優勝、優勝を取っているところでございます。

また、30番のジャパンカップマーチングバンド・ドリルダンス・バトントワリング全国大会で、シャイニングスターが優勝しているところでございます。

また、42番のわんぱく相撲東京都大会の団体女子の部で、荒川チームが準優勝を取っているところでございます。

また、ちょっと変わったところでは、45番以降のところに全国マスポクシング選手権大会、ここのところで第三瑞光小学校の岡田さん御きょうだいですけれども、優秀な成績を取っているところです。マスポクシングというのは当てないボクシングらしいですね、寸止めというか。それをやっているところでございます。

17ページの方が中高生・成人の文化部門でございます。

59番、毎年でございますけれども、俳句甲子園の全国高等学校俳句選手権大会で開成高

等学校が優勝しているところでございます。併せて個人賞も取られているところでございます。

また、65番、これについては尾久八幡中学校が吹奏楽部の大会で、各種東京都の大会で金賞を取っているところでございます。

また、ずっと下の方の79番、文部科学大臣杯中学校将棋団体戦の東京都予選のクラスB級で尾久八幡中学校が優勝しているところでございます。

18ページが中高生・成人のスポーツ部門でございます。

一番上の81番、JOCジュニアオリンピックカップの水泳大会で、諏訪台中学校の吉澤さんが各種賞を取っているところでございます。

同じように、次のところ、全国中学生フェンシング選手権大会の女子エペのところ、第一中学校の羽石さんが優勝を取っているところでございます。

また、87番、全日本中学校陸上競技選手権大会の女子200メートルなどで第三中学校のハログン ハルさんが優秀な成績を取っているところでございます。

それから、94番のJFA全日本U-18フットサル選手権大会で、竹台高等学校の竹下さんが優勝をしているところでございます。

主なところでございますけれども、コロナが一段落して徐々にこういう大会についても活発になってきたところでございます。

贈呈式の式典につきましては、ぜひ先生方からも表彰していただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 当日は教育委員会も開催する予定になってございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

繁田先生。

○繁田委員 ありがとうございます。各所属の学校での発表というか、公表みたいなのはあるのでしたか。

○教育総務課長 当日の贈呈式については、皆さんの前、保護者の前で表彰させていただきますけれども、必ず学校に戻ってからそれを報告してくださいとお願いしておりますので、各学校の方でもそういった表彰が行われると思っているところでございます。

○繁田委員 なるほど、分かりました。了解です。最低限、掲示ぐらいはぜひしていただきたいなと思ったのですが、表彰されるのでしたら何よりかと思えます。ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本件については報告了承とさせていただきます。

続きまして、報告事項イ「令和５年度荒川区教職員表彰について」を議題といたします。

これも山形課長、説明をお願いします。

- 教育総務課長 「令和５年度荒川区教職員表彰について」でございます。他の模範となる実績のあった教職員を表彰することによりまして、教職員全体の士気を高め、学校教育の充実を図ることを目的とするため、令和５年度の荒川区教職員表彰を実施いたしましたので、受賞者について報告するものでございます。

受賞者につきましては、記載がありますところを御覧いただければと思います。個人につきましては５名、団体については２団体でございます。

具体的には次のページを御覧いただければと思います。

まず、２１ページを御覧いただければと思います。第七峡田小学校の主幹教諭の山田篤教諭でございます。表彰の対象につきましては、就学前教育との円滑な接続でございます。中ほどにございますように第七峡田小学校が幼小連携のモデル校に指定されたことを受けまして、校内における研究の中核を担ったものでもございます。

また、実際に５歳児から小学校低学年までを連続した時期として捉えた指導計画、この計画の作成の中心を担ったものでございます。

また、幼小共通の学びの部屋、「ななはけラボ」の整備にも関わったところを大きく対象とさせていただきます。

２番目、尾久小学校の白鳥紗貴教諭でございます。記載がございますように、令和５年５月２２日に校庭で４年の児童が倒れたところでございます。白鳥教諭がすぐに胸骨圧迫を開始しました。それに伴いまして一命を取り留めたものでございます。病院の医師からは白鳥教諭の救命措置がなければ児童の命は助からなかっただろうと。迅速な処置によりまして、児童の大切な命を救うことができたものでございます。

３番目が、尾久西小学校の主幹教諭の小田康介教諭でございます。この教諭につきましては、音楽の指導及び金管バンドでございます。今年度、尾久西小学校は創立１００周年記念式典がございました。その中でもありました５、６年生の「喜びの言葉」、また、合唱・マーチングなどを指導したところでございます。実際に当日は非常にすばらしい演奏で、参加された多くのお客さんから賞賛を頂いたところでございます。

また、金管バンドそのものが近隣の第七中学校ですとか、尾久八幡中学校との交流なども考えてございまして、さらに尾久西小学校金管バンドの普及活動について多くの方に理解を進めたところが表彰の対象となっているところでございます。

２２ページでございます。ひぐらし小学校の西田由美教諭でございます。対象になりましたのは、教科指導の国語と適切な進行及び管理と人材育成でございます。学校の中の特にリ

ーダー的な存在という形になります。特に国語については、「～国語科『読むこと』物語文の授業を通して～」という授業におきまして、ピクトグラムを使った授業などを行ったところでございます。

また、教務主任といたしまして、学校の中でも中心的な人物になりまして、人材育成に顕著な成果をあげているところでございます。

5 番目でございます。第七中学校の主任教諭、緒環吾郎教諭でございます。部活動のソフトテニスでございます。ソフトテニス部の顧問といたしまして、指導することによりまして、毎回、東京都の大会に出場することができているところでございます。また、現在も男女合わせてソフトテニス部 26 人、全校生徒の 10 %以上がこの部活に参加しているところでございます。

また、学年主任として、3 年間、若手の教員が多いところですが、若手教員の手本となって指導に当たっているところが表彰の対象となっているところでございます。

23 ページ、こちらの方が団体の部でございます。先ほどの山田教諭と同じ内容になりますけれども、第七峡田小学校及び今回は町屋幼稚園を足しまして、団体として就学前教育と小学校教育の円滑な接続を表彰の対象とさせていただければと思っております。

実際に、5 年度の研究発表につきましては、他県も含めて 150 名超の参加を頂いたところでございます。

2 番でございます。第四中学校の海水会。ちょっと名前と内容は違うのですが、校内の中で自主研修会を発足させまして、定期的に全教職員を巻き込んだ自主研修を行っているところでございます。ベテラン教員から若手教員側の指導の場、コロナ禍で途切れがちだったところを活性化しまして、例えば文化祭における合唱の成功などを導いたものでございます。

また、この研修会については、参加の強制をしていないところなのですが、特に関心の高い研修内容を自主的に選択して、校内の全教員が参加しているところでございます。

団体として以上の 2 件でございます。

内容としては以上でございます。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員。

○坂田委員 最後の活動ですが、やはり教員の皆さんが負担と感せずに参加できているところが非常に優れていて、他の活動でも参考になるものだと思います。

○教育長 ありがとうございます。

小林委員。

- 小林委員 受賞者の皆様、おめでとうございます。学校現場が多忙な中で、本当に頑張っておられてありがたいことです。こうした表彰は、教員のモチベーションを高める上でも重要だと思っております。

せっかくの素晴らしい実績なので、これをもう少し宣伝するとか、広報するとか、そういった取組はされるのでしょうか。

- 教育総務課長 以前、教職員表彰については、会議室などで実際に表彰を行っていたのですが、コロナ禍も併せまして、各学校の方に教育長が行っていただいて、表彰していただくことで、各学校の方では周知されているところでございます。

ただ、それを当然全体のところについては、広く知らしめるところにつきましては、この表彰されたものについて、定例校長会などで報告をさせていただいて、資料を提供させていただきますので、良い取組については、全校に知れ渡ると考えているところでございます。

- 小林委員 そうですか。ありがとうございます。

- 教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。報告事項ウ「長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査結果について」を議題といたします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

- 教育センター所長 「長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査結果について」、御報告いたします。資料の25ページを御覧ください。

長期休業明けの児童生徒の心のケア及びヤングケアラーと思われる児童生徒の抽出のための調査結果について報告するものでございます。

調査名といたしまして、「冬休み明けアンケート調査」でございます。

調査目的としましては、長期休業明けの児童生徒の心のケアのため、生活実態を把握するとともに、ヤングケアラーの子どもたちの心のケアを目的に支援に資するためでございます。

実施時期につきましては、1月9日から1月23日まで行いました。

対象といたしましては、区内の小中学校全校児童生徒で行いました。

実施方法といたしまして、タブレットパソコンでアンケート調査を実施し、アンケート結果を基に教員が聞き取り調査を実施しております。

また、小学校3年生以上につきましては、「ヤングケアラーを一人にしない」という動画を見せて、感想を記入したということも併せて行ってございます。

調査結果につきましては、小学校が25ページ、中学校につきましては26ページを御覧ください。

アンケート結果を基に聞き取りを行った結果、以下のとおりに把握をいたしました。

まず、いじめが疑われる児童生徒が6名、不登校が疑われる児童生徒が6名、希死念慮が疑われる児童生徒が6名、ヤングケアラーとして疑われる児童生徒は20名。

なお、ヤングケアラーにつきましては、聞き取り対象児童生徒、家族のことで悩んでいる、また、自分のために使える時間がない、1,110名のうち、学級担任が聞き取りをした結果でございます。

今後について、でございます。まず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、いじめ、不登校、希死念慮、ヤングケアラーが疑われる児童生徒への支援につながるなど、早期に対応をしてまいります。

(2)「悩みや困っていることについて話を聞いてくれる人はいますか」の設問について、「いない」と回答した児童生徒に対して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど、学校全体で寄り添った対応・支援を行っていきたいと思っております。

(3)次年度向けに、ヤングケアラーの実態をより精緻に把握できるよう、アンケート調査における設問等の見直しを図りたいと思います。

以上で報告は終わります。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員。

○坂田委員 まず、設問の3のところなのですけれども、順番としては上から3番目の「いるが悩みや困っていることがない。」というのと、その上の「いるが話はしたくない。」は並びとしては逆の方がいいのかなと。「いるが悩みや困っていることがない。」というのは相談することがないということであって、その上の「いるが話はしたくない。」というのは、やはり「いない。」に近いようなことなのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育センター所長 坂田先生がおっしゃるとおり、「話はしたくない」というのは、相談者がいないから話をしたくないというような理解にもとられるところになりますので、今後のアンケート見直しについて、参考として見直しを図りたいと思っております。

○坂田委員 アンケートは変えなくても、何か我々の認識の構造を変えるだけでもいいと思うのですけど、「いない。」というのに「いるが話はしたくない。」というのは「いない。」というのに近い実態の方もいる恐れがあるのではないかなと、この調査結果を見ていて思いました。

それから、もう1点、「家で、自分のために使える時間はありますか。」ということについて、受験勉強の影響があるかどうかを見てみたのですけれども、これを見ると、必ずしも6年生や中学3年生になると増えるわけではないので、構造を見ると、おおむね受験勉強の

影響はそれほど大きくないということなのかなと思います。

ただ、先ほどおっしゃっていたヤングケアラーの把握という意味では、どういう理由でというのが本当は聞きたいところで、その辺、しかし、あまり突っ込むと調査や回答がしにくくなることもあるので、そこが工夫のしどころかなと思いました。私の方からは以上です。

- 教育センター所長 家で自分のために使える時間は、「あまりない。」「まったくない。」のお子さんたちには、当然子どもたちが答えられる範囲の中で学級担任が聞き取りを行っておりますので、その中で、家族のために世話をしているとかいうところをピックアップして、そこを支援につないでいきたいと思っています。

- 教育長 そのほか、いかがでしょう。

長島委員。

- 長島委員 この児童生徒の生活実態に関する調査というのは、ずっと前からやられているのか。

- 教育センター所長 昨年度から実施をしております。

- 長島委員 それ以前からやっていて、ヤングケアラーに関する項目が加わったというのではなくて、この調査そのものが昨年度からですね。

- 教育センター所長 昨年度からで、昨年度はヤングケアラーを疑われる児童生徒が1名、一応ピックアップしております。

- 長島委員 これで何回目になるのですか。

- 教育センター所長 計4回目でございます。

- 長島委員 4回を通じて傾向といったら変ですけども、何か推移みたいな、お気づきになっている点はあるのでしょうか。

- 教育センター所長 4回行った中で、ヤングケアラーを疑われるお子さんというのは、大体特定がある学校の中ではできておりますので、そこをいかに支援につなげていくかというところで、スクールソーシャルワーカーも支援をしやすい、ターゲットが大体絞られてきているので支援しやすくなっているかなと。回を重ねるごとに支援がしやすくなっているかなという印象がございます。

- 教育長 そのほかいかがでしょう。

繁田委員。

- 繁田委員 一つよろしいですか。ヤングケアラーだということが分かって、この調査によって判明というか分かったときに、どんな支援につながる可能性があるのですか。ちょっと参考にお聞きしたいのですけれども。

- 教育センター所長 ヤングケアラーが疑われるということが判明した場合については、まず

スクールソーシャルワーカーが子どもたちの話を聞くということから始めていきます。その中で、本当にきょうだいの世話とか保護者の世話をしている場合については、他課の福祉的なところにつなげていくというところをスクールソーシャルワーカーがやっているところでございます。

○ 繁田委員 分かりました。ありがとうございます。

○ 教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員。

○ 小林委員 まず、2の1の6年生のところの数値が763になっていて、恐らくこれは163ではないかと思われるので、確認をお願いできればと思います。

それと、これはヤングケアラー、あるいはその心のケアに関する調査ではあるのですが、いろいろな示唆が得られるように思われます。例えば26ページの中学生を見ていますと、「悩んだり困ったりしている」ということで、小学生は「友達」が多いのですけれども、中学生になると「友達」ではなく「勉強」がかなり増えています。それは中学校での勉強をいかに保障していくのかということにつながるかと思っています。

それと、中学生の3で、「悩みや困っていることについて、話を聞いてくれる人はいますか。」ということで、「いるが話はしたくない。」というところが、かなり数値が高いようです。中学生に対するケアというのは非常に重要なのだなと思いながら、この結果を見せていただきました。私からは以上です。

○ 教育センター所長 先ほどの小学校6年生のところにつきましては、数値は修正させていただきます。

まず、中学生の「悩みや困っていること」について、「いるが話はしたくない。」というお子さんにつきましては、悩みがあったら近くの人に、まずはスクールカウンセラーとか教員に相談するのだよという、SOSの出し方の教育というのを毎年行っております。その中で、しっかり身近な大人に相談する、また、教員にしても、子どもと一緒にいて子どもたちが悩んだらすぐに相談できるように、いつでもそういった体制にするようにという話はしておりますので、そういった形で、その数を少なくしていく取組を今後してまいりたいと思っております。

○ 小林委員 よろしくをお願いします。

○ 教育長 そのほかいかがでしょう。

長島委員。

○ 長島委員 言葉の表現で、いじめが疑われるとか、不登校が疑われるとか、ヤングケアラーとして疑われるとかといって、「疑われる」という言葉に多少引っかかりがあって。つまり悪

い状態があるときに疑われるわけですが、その状態にいる子どもが別に悪いわけではないというか。何かどうでもいいことかもしれない。ちょっと気になったということだけです。

- 教育センター所長 「疑われる」という表現をさせていただいたのは、まだ確実にそうではないと。このアンケートではそういったもので出てきまして、これから聞き取りをしてヤングケアラーであるということが判明したという場合は、「疑われる」が取れるのですが、そういったところでちょっとまだ判明していないので、そういった表現をさせていただいたところでございます。いただいた御意見を参考に、今後は他の表現に変更させていただきます。

- 教育長 よろしいでしょうか。

では、次に移させていただきます。報告事項工「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

- 生涯学習課長 「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」、報告させていただきます。

ポイントでございます。本事業における新規継承者育成支援事業（ステップ２）について、１名が次年度の補助延長を希望しており、文化財保護審議会から「延長は妥当である」との回答を得ましたので報告するものでございます。

内容でございます。１の文化財保護審議会の回答でございますが、本事業の延長は妥当であるとの回答でございました。理由としましては、荒川区の文化財である伝統工芸技術の保存と継承のため、さらに修業をする必要があると判断したため。なお、延長希望者の技術の修得度については、毎年審査を行うことが望ましいとの理由でございました。

２の補助延長希望者は、長澤利久様、鍛金でございます。継承者は熊木花帆様。本事業の開始年月は令和２年１月であり、これまでに１度補助延長しておりまして、今回で２度目の延長希望でございます。

延長の理由でございますが、４年間の修業で標準的な型式の急須の胴体の打ち出し、溶接、着色工程の下準備を修得いたしました。今後は様々な型式の急須や茶筒の胴体部など、難易度の高い打ち出しの技術や急須の各部位の製作技術を指導するとともに、部位の組み方など、完成形を見通して製作できるようにするそうでございます。

３の継承者育成支援事業（ステップ２）の補助内容でございますが、継承者への研修手当として、月額５，０００円の支給。保持者への材料費補助として、月額１万２，０００円を支給。継承者への家賃補助として、月額３万円を支給。研修手当の交付期間が終了した者であって、当該期間の終了後引き続き区内に居住する者に限り、最長２年間の家賃補助として

月額3万円を支給でございます。

28ページ、29ページを御覧いただければと存じます。

4のその他支援事業の状況でございます。29ページに書いてございます今回延長となりました継承者、熊木花帆様がナンバー19で、ステップ2、ナンバー20から23までの4名につきましては、ステップ1で現在支援中でございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

繁田委員、よろしいでしょうか。

○繁田委員 はい、結構です。

○教育長 それでは、報告了承とさせていただきます。

最後に、その他の報告事項ですけれども、教育委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長 31ページを御覧いただければと思います。

今回について修正箇所はございません。ただ、例年ですと第2、第4金曜日が教育委員会定例会でございますけれども、次回の8日につきましては、予算特別委員会と当たってしまっているものですから、3月につきましては、15日の金曜日が教育委員会、当然教育褒賞と一緒にさせていただきます。また、その翌週が総合教育会議になってございますので、お間違えないようによろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長 以上をもちまして、教育委員会令和6年第4回定例会を閉会といたします。

—了—